

おはようございます。6月定例会議もどうぞよろしくお願ひいたします。

開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、琵琶湖の重要資源であるアユについてでございます。

今シーズンの琵琶湖のアユ漁については、昨年秋に平年の2倍を上回る産卵があったにも関わらず、昨年12月1日のアユ漁開始当初から極めて低調に推移し、本年4月下旬までの5ヶ月間の鮎苗の漁獲量は平年の約2割と、過去に経験したことのない著しい不漁となりました。

5月以降、回復傾向にあるとのことですが、アユの資源調査では、魚群数が現時点でも低水準であることに加え、アユの成長がかなり遅れていることから、次のシーズンにおける漁獲への影響も心配される所です。

アユは、本県水産業にとっても、最も重要な魚種であるとともに、水産加工業など、不漁の影響は本県の経済にも幅広く及んでまいります。

このため、まずはアユ資源の確保に向けて対策を講じるとともに、関係者等への緊急融資対策を行ってまいります。

併せて、早期の原因解明に向けて、庁内関係部局でしっかりと連携を図り、国立環境研究所琵琶湖分室から助言も頂きながら、重要な琵琶湖の恵みを守るため、万全の対策を講じてまいります。

こうした喫緊の課題への対応に加えまして、「国民的資産」であり、

県民の皆様にとっても心の拠りどころである「琵琶湖」の保全再生の取り組みを、「琵琶湖と人との共生」を基調に、「共感」「共存」「共有」の3つの視点を大切に、琵琶湖保全再生施策に関する計画に基づき、着実に進めてまいります。

まもなく迎える「びわ湖の日」は、まさに琵琶湖への想いを県民の皆様をはじめ多くの方と共有する象徴的な日です。

今月から、週末を中心に、各地での清掃活動など、既に取組を展開して頂いております。

「びわ湖の日」は、様々な活動を通じて、琵琶湖とつながり、ともに生きていることを実感し、大切にする取り組みを実践し始める契機となる日でもあります。

今年度は、「きれいにする」「豊かにする」そして「関わる」の3つの展開におきまして、多様な主体との連携・協働を進め、県民の皆様が、琵琶湖をもっと身近に感じ、関わっていただく、そのような機会をさらに創出してまいりたいと考えております。

こうした取組を通じまして、琵琶湖からいただく恵みを将来にわたって享受できる「琵琶湖と共生する社会モデル」を、県を挙げて創り、滋賀から全国、そして世界に発信してまいります。

次に、滋賀から、琵琶湖から、世界につながる取組について、申し上げます。

本県では、これまでから、世界とつながるビジネス、様々な海外展開等の支援施策を進めてきております。

これらの取組をさらに加速させるため、海外に豊富なネットワークを持つ独立行政法人日本貿易振興機構ジェトロの貿易情報センターの誘致に取り組んでまいりました。

おかげさまで、この度、7月3日、同センターが彦根市内に開設される運びとなりました。

センター開設後は、海外展開支援に携わる関係機関も束ねる形で、オール滋賀での支援体制を構築してまいります。

企業等の国際展開や農畜水産物の輸出などの取組を促進することで、人口減少による国内市場縮小の懸念や貿易自由化の流れの中で、成長が見込まれる海外市場の活力を取り込んでまいり所存です。

また、このような経済分野における新たな展開はもとより、これまで培ってきた国際交流の絆も一層深めてまいりたいと考えております。

とりわけ、米国ミシガン州につきましては、平成30年に、滋賀県とミシガン州が姉妹提携を結んでから50周年の節目の年を迎えます。

これまでの交流は、人と人との、まさに草の根の幅広く奥深い交流の積み重ねであり、両県州の発展に大いに貢献してきたばかりではなく、日米両国の友好の歴史の中においても、特筆すべきものであります。

今年度から両県州において行うこととしております記念事業を契機といたしまして、滋賀とミシガンの交流を更に深化させ、日米交流のモデルに、さらには世界の友好・平和交流のモデルになるよう進めてまいりたいと考えております。

また、世界とのつながりという点で申し上げます、今年から、「SD

G s」持続可能な開発目標という国連が定めた目標に向けた取り組みに参画することといたし、既に具体的な取り組みを始めたところです。

去る6月1日に開催いたしましたシンポジウムでは、多くの皆様にご参加頂き、県民の皆様の関心の高さを感じることができました。

一人ひとりのくらし、日常活動の中で、また企業等の経済活動の中で、SDGsに取り組むことの必要性や、可能性について、共通認識を持つとともに、滋賀県が率先して取り組む意義について発信することができました。

本県といたしましては、目指すべき将来ビジョンの検討や政策のブラッシュアップに、SDGsという世界共通の「ものさし」を活用するとともに、県民の皆様をはじめ、経済界や各種団体、大学等と連携してSDGsに取り組むための仕組みづくりを進めていきます。

もって、琵琶湖を真ん中に、「誰一人置き去りにしない」持続可能な共生社会をつくる「琵琶湖新時代」を、皆様とともに築いてまいり所存です。

次に、今後の行財政運営について、申し上げます。

平成27年3月に策定いたしました「滋賀県基本構想」は、今年度、4年間の計画期間の中間を過ぎ、いよいよ後半に入っています。

残りの計画期間におきましては、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に掲げる地方創生の取組をエンジンとして、着実に成果をあげられるよう、努めてまいります。

また、平成31年度からスタートする次期基本構想に向けた検討も、

今年度から始めたところでは。

こうした中、本県の未来を確かなものとするため、必要な投資を今後ともしっかりと行うとともに、県民の皆様の暮らしを支え、安心・安全の確保に努め、一人ひとりが将来に夢や希望を抱くことができる社会づくりに向けて、施策や事業を安定的に行っていくためには、それらを下支えする「持続可能な行財政基盤の確立」が不可欠であると考えております。

とりわけ、行政経営におきましては、最大の経営資源である「人」すなわち「職員」の力を引き出すことが、行政の持続性のみならず、効果や効率を高めることにつながるものと考えております。

職員がいきいきとやりがいを持って働き、組織としての力、「県庁力」が最大限発揮できる職場環境を整えるとともに、より生産性の高い働き方の実現を目指して、先般策定いたしました「平成29年度における行動計画」に基づき、県庁における「働き方改革」の取組を着実に推進してまいります。

また、財政運営に関しましては、平成29年2月定例会議におきまして、将来の財政収支見通しを早期に示すとともに、将来の財政運営への影響と対応について十分な説明責任を果たすよう、県議会のご決議をいただいたところであります。

振り返りますと、本県では、平成10年度以降、厳しい財政状況を背景に、長きにわたり財政構造改革に取り組んでまいりました。

現行の「滋賀県行政経営方針」を策定いたしました平成26年度時点におきましては、これまでの取組の効果等によりまして、以前のような厳しい状況は一旦脱しておりましたが、その後、地方一般財源総額が実

質的に伸びない中、歳出面では、社会保障関係費が右肩上がり増加しております。

また、地方創生や公共施設の老朽化対策などの課題への対応、さらには、国体・全国障害者スポーツ大会の検討の具体化等によりまして、今後、本県財政は、再び厳しい局面が予想されます。

こうした状況変化を踏まえるとともに、県議会の決議を重く受け止め、今般、今後の収支見通しと、今後見込まれる財源不足への対応について、「今後の財政運営の基本的な考え方」として取りまとめました。

以下、概要について申し上げます。

今回の財政収支見通しは、今年度から平成38年度までの10年間を対象期間としております。

経済見通しにつきましては、平成29年1月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」に合わせ、経済成長率が低位な「ベースラインケース」と高位な「経済再生ケース」の2つのケースについて試算を行いました。

歳入・歳出とも、平成29年度当初予算額を基本に、その上に個別要素を加味して作成しています。

例えば、県税につきましては、内閣府試算で示されている「名目GDP成長率」を踏まえて推計しておりますほか、人件費や社会保障関係費を一定の前提条件のもとに算出したしております。

また、大規模事業につきましては、現時点で判明している情報を基に、年度間の金額の変動が大きい事業を抽出し、個別に所要見込額を積算し

ております。

なお、国体に向けたプールの整備など、実施方針や時期あるいは所要額が未定の事業について試算から除いておりますが、試算とは別に、可能な限り類似事例等における実績値を参考額としてお示しし、今後の議論に付してまいりたいと考えております。

この結果、2つのケースの中間値で申し上げますと、このまま何の対策も講じなければ、平成30年度以降、毎年度100億円以上の財源不足が生じる見込みであり、国体等終了後の平成37年度以降は、一定回復が見込まれますものの、平成37年度には財源不足が累積で1,000億円を超えるという大変憂慮すべき状況が想定されます。

これは、過去からの財源不足が一部継続する中で、今後も社会保障関係費や大規模事業等の財政需要が高まっていくことが、主な要因として挙げられます。

しかし、こうした中にありましても、財政規律をしっかりと維持し、毎年度の収支均衡を図ることはもちろんのこと、財源調整的な基金につきまして、最も厳しい時期は柔軟な対応も図りながら、国体等の終了後は、財政運営上の目標として掲げる150億円まで回復することを目指してまいりたいと考えております。

そのため、今後、歳入・歳出両面から、一歩踏み込んだ「行財政改革」の取組を進めてまいります。

歳入面におきましては、地域経済の活性化による県税収入の安定確保はもとより、国体等開催に向けまして全県的な機運を盛り上げ、寄附の獲得に努めますほか、施設のリニューアルに併せたネーミングライツや、未利用県有空間の活用など歳入確保対策を強力に推進してまいります。

また、歳出面におきましては、今後予定している大規模事業等につきまして、実施時期や規模等を十分精査・検討するとともに、既存事業につきましても、選択と集中の徹底や事業効果を踏まえた見直し、さらには効率的な予算執行の徹底等によりまして、収支改善につなげてまいりたいと考えております。

今後はまず、平成30年度予算編成作業に向けまして、平成29年度当初予算における事業費削減額である5億円を最低限度として、収支改善を早急に検討してまいります。

また、平成31年度以降につきましては、国の動向等を踏まえまして、平成30年度に財政収支見直しを見直した上で、次期行政経営方針の中で、収支改善目標の設定や事業費・人件費における具体の対応について検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げてまいりましたとおり、本県財政は、今後、厳しい局面が予想されますが、県議会・県民の皆様と課題を共有しながら、行財政改革にしっかり取り組むことによりまして、県政の持続性を維持し、県民福祉向上のために必要な行政サービスを安定的に提供するとともに、地域課題の解決や県内経済の活性化、滋賀の将来の発展のために必要な施策・投資をしっかりと行ってまいります。

加えて、平成36年度の国体等の開催に向けまして全庁一丸となって取り組むとともに、今後予定している大規模事業や公共施設の老朽化対策等の懸案事項にも着実に対応してまいる所存であります。

それでは、本日提出をいたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議第 76 号は、一般会計の補正予算でございます。

先ほど申し上げました、アユ不漁に伴う緊急対策に要する経費をはじめ、国の「地方創生拠点整備交付金」を活用したビワイチのための道路環境整備に要する経費や、国庫補助負担金の内定を踏まえた道路関係公共事業の経費を追加することなどにより、総額で 17 億 5,998 万 6 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第 77 号は、滋賀県信用保証協会に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めるため、滋賀県と滋賀県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を制定しようとするものです。

議第 78 号は、個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化、事業者に係る規定の整備等を行うため、改正を行おうとするものです。

議第 79 号は、地方税法の一部改正等に伴い、滋賀県税条例および滋賀県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第 80 号は、都市公園法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、改正を行おうとするものです。

次に、その他の案件でございますが、

議第 81 号は、損害賠償の額を定めることについて、議決を求めよう

とするものです。

次に、議第82号は人事案件でございます。滋賀県副知事に西嶋栄治さんを選任することについて、同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。